

徳島県告示第百八十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院又は救急診療所として次のとおり認定した。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区分	名称	所在地	認定が効力を有する期限
救急病院	徳島市民病院	徳島市北常三島町二丁目三四番地	令和五年一月二十四日
同	田岡病院	同 万代町四丁目二番地二	同 二月二十八日
同	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保三〇番地一	同
同	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町一丁目一〇三	同 三月三十一日
同	徳島大学病院	同 蔵本町二丁目五〇番地の一	同
同	水の都記念病院	同 北島田町一丁目四五番地の二	同
同	協立病院	同 八万町橋本九二番地一	同
同	博愛記念病院	同 勝占町惣田九番地	同
同	中洲八木病院	同 中洲町一丁目三一番地	同
同	徳島健生病院	同 下助任町四丁目九番地	同
同	手束病院	同 名西郡石井町石井字石井四三四番地の一	同
同	兼松病院	同 鳴門市撫養町斎田字大堤五四番地	同
同	独立行政法人国立病院機構東徳島医	同 板野郡板野町大寺字大向北一	同

